

異変を発見した場合の対応手順

高齢者の異変を発見！

緊急ではない

▶ 業務時間内
(8:15~17:00)

▶ 平日の時間外
▶ 土曜日・祝日

連絡

連絡

吉田町役場

☎33-1111

連絡

福祉課

☎33-2105

(包括支援センター ☎33-2323)

安否確認

- 緊急性がなければ、平日は、午前8時15分以降の連絡で結構です。
- 土曜日、祝日、時間外は、役場(33-1111)に通報してください。
- 通報した人の個人情報は公表しません。

緊急!

緊急時の連絡先

牧之原警察署

☎22-0110

吉田町交番

☎32-0157

静岡市吉田消防署

☎32-1141

みんなで支える 高齢者の暮らし

お元気ですか？

高齢者見守りネットワークに参加しましょう



5世帯に1世帯は高齢者世帯です！

高齢者（65歳以上の人）の人口は現在2,900万人を超え、人口の約5人に1人は高齢者です。それに伴い、高齢者世帯も全世帯の5世帯に1世帯と増えています。なかでも、高齢者のひとり暮らしは、高齢者世帯の約半分にもなります。



■高齢者世帯数の推移



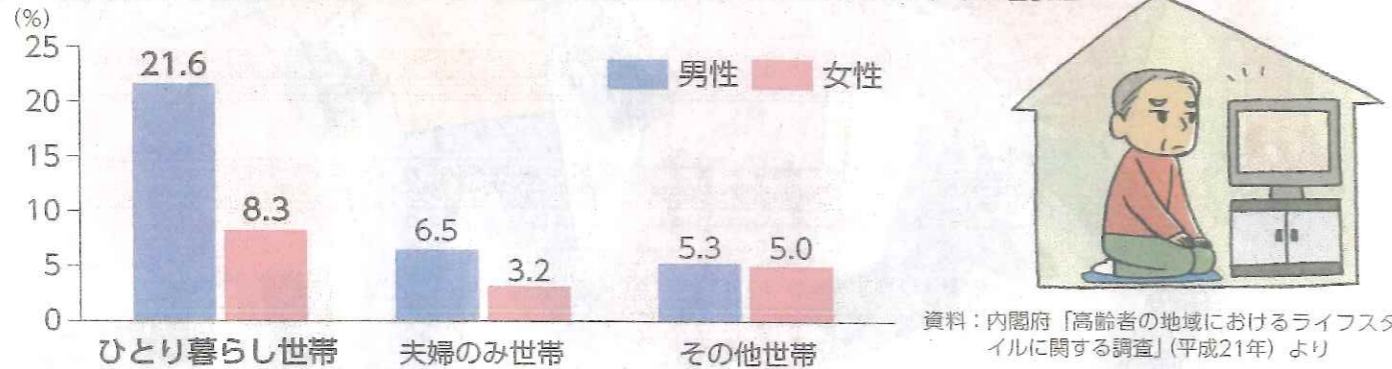
高齢者のひとり暮らしは孤立しやすい

高齢者のひとり暮らしでは、病気で倒れたり、家の中で転んでけがをして動けなくなったりしたときに、誰にも気づいてもらえない心配や、孤立死の不安があります。他にも、認知症で徘徊したまま家に帰れなくなることや、訪問販売などの悪質商法による被害も増えています。

また、高齢者のみの世帯では、高齢者が高齢者を介護する老老介護も増えていて、介護されている人が虐待を受けるなどの問題も起きています。

このような不安や問題を抱えたり被害にあったりしたときに、誰かに相談できればよいのですが、ひとり暮らしの人は普段から近隣との付き合いの少ないことが多く、まわりの人が助けを求める声に気づけない場合もあります。

■60歳以上で普段近所の人との付き合いがほとんどない人の割合



虐待や孤立死などの悲しい結果を防ぐためには、近所みなさんが協力して、高齢者の「SOS」に早めに気づくことが大切になります。

そこで、地域みなさんで高齢者を見守るしくみ、「高齢者見守りネットワーク」がつくられています！

あなたのまわりに 気がかりな高齢者はいませんか？

近所に住んでいる高齢者について、気がかりなことはありませんか？「あれっ？」「おかしいな？」という小さな気づきが、とても大切です。

あなたのまわりに、こんな高齢者はいませんか？

あれっ？

郵便物や新聞が郵便受けにたまっている

あれっ？

家を訪問しても、顔を出してくれない

あれっ？

夜になっても家に明かりがつかない

あれっ？

最近、外出している姿を見かけなくなった

あれっ？

庭の手入れがされなくなったり、洗濯物が干されなくなった

あれっ？

家の中から大声で怒鳴る声が聞こえる

あれっ？

顔や腕などに不自然なあざが多くなった

あれっ？

服装が不自然なまま外出している

あれっ？

見慣れない人が家に入りやすくなった

あれっ？

話をすると、知り合いがなく寂しいと悩んでいた

あれっ？

最近引っ越してきたが、周囲になじめていないようだ

あれっ？

最近、顔色も悪く、やせてきた気がする

みんなで見守ろう 吉田町 高齢者見守りネットワークで早く気づきましょう!

「高齢者見守りネットワーク」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域のみなさんで見守り、支えていくネットワークのことです。ネットワークと言っても、みなさんに特別なことをしてもらうわけではありません。普段の生活の中で、無理なくできる範囲での気軽な声かけなどでよいのです。そのちょっとしたことから、高齢者の異変や不調がわかることもあります。まずは、あいさつから始めてみましょう。



気軽な気持ちで始めてみましょう!

たとえば

おはよう
ございます

こんにちは

寒くなりましたが
お元気ですか

こんばんは

よいお天気
ですね

など



細かく聞きすぎたり、プライバシーに踏み込んだ内容だと、声をかけられた高齢者も「監視されているのかな」と警戒してしまうことがあります。適度な距離を保ったさりげない見守りが安心感をあたえます。

吉田町高齢者見守り ネットワーク連絡会が発足!

高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせるようサポートする「吉田町高齢者見守りネットワーク連絡会」が発足し、第1回目の会合が平成24年12月19日に開かれました。

この連絡会には、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、さわやかクラブ、警察などいままでの見守り者に加え、事業に賛同した町内の新聞や郵便、電気、ガスなどの事業所30社(次ページ参照)が協力。地域内高齢者の異変に気づいたときに、役場高齢者支援課や地域包括支援センターに直ちに通報できるような新しいネットワークの構築を目指します。

田村町長は、出席した事業者に協力事業所証を手渡し、「町内で単身世帯の高齢者が増えている。社会とのつながりが欠けないよう地域の絆を深めていくことが大切」と高齢者支援の必要性を訴え、協力をお願いしました。

※吉田町の人口に占める高齢者の割合
20.39%(平成24年12月1日現在)



▲田村町長から協力事業所証を受け取る事業者



▲協力事業所として登録した事業者には、ステッカーやマグネットを配布し、店舗や車両などに貼ってもらう。



私たちが見守ります！



今までは新聞がたまっているお宅があるとこちらで確認をしていたので、ネットワークが構築されて対応がしやすくなります。このネットワークの趣旨を配達員にしっかりと伝え、全面的に協力していきます。高齢者だけでなく、地域全体の見守りができればと考えています。

(株)塚本新聞店
専務取締役 塚本 成男さん



私たちは、普段から定期積み立てなどの集金で月に1度お宅を訪問し、お年寄りなどとの会話の中から広く情報を集めています。今までは、おかしいと思うことがあってもどこに伝えればいいのか分からなかったので、このようなネットワークが発足したことは心強くありがたいです。

掛川信用金庫吉田支店
支店長 橋本 忠久さん



コープしずおかでは、週1回の配送サービスを行っています。近ごろは1人暮らし高齢者の利用が増え、吉田町ではありませんが、実際に利用者宅を訪問した際、異変に気付いた配達員が警察などに通報した後、ガラスを割って中に入り一命を取り留めたということがありました。このような情報を内部で共有し、配達員の意識の向上を図っていきたいと思います。

生活協同組合コープしずおか
広報渉外担当課長 渡井 浩三さん

●高齢者見守りネットワーク協力事業所

No.	事業所名 (届出順)	No.	事業所名 (届出順)
1	中部電力(株) 島田営業所	16	西静岡ヤクルト販売(株)ヤクルト吉田センター
2	(株)塚本新聞店	17	焼津信用金庫 吉田支店
3	(株)ディナーサービスコーポレーション吉田支店	18	(医)駿甲会 介護老人保健施設コミュニティーケア吉田
4	東海タクシー(株)	19	住吉郵便局
5	掛川信用金庫 吉田支店	20	特別養護老人ホーム住吉杉の子園
6	島田信用金庫 吉田支店	21	特別養護老人ホーム片岡杉の子園
7	島田信用金庫 神戸支店	22	吉田郵便局
8	ヤマト運輸(株) 牧之原支店	23	(株)静岡銀行 吉田支店
9	ハイナン農業協同組合 吉田支店	24	高惣(株)
10	ハイナン農業協同組合 住吉支店	25	(株)融和 通所介護事業所 優しさ
11	ハイナン農業協同組合 川尻支店	26	(一社)吉田町シルバー人材センター
12	ハイナン農業協同組合 神戸支店	27	生活協同組合コープしずおか
13	三輪新聞店	28	アサヒサンククリーン在宅介護センター吉田
14	(有)平和タクシー吉田営業所	29	明治牛乳吉田販売所
15	(医)八洲会 はいなん吉田病院	30	(株)TOKAI 榛原支店

(平成24年12月19日現在)

「なにかおかしいな？」と思ったら 迷わずご連絡ください！

高齢者に気がかりなことを感じたら、地域包括支援センターなどの相談機関へご連絡ください。連絡を受けた相談機関は、高齢者の様子を確認し、必要な支援やサービスを行って高齢者を支えます。



高齢者の様子がなんとなくいつもと違う…



近所に住んでいる高齢者について、なんとなくいつもと様子が違ったり、心配なことや気がかりなことがあれば、地域包括支援センターなどの相談機関へご連絡ください。



連絡

地域包括支援センターなどが対応します



連絡を受けた地域包括支援センターなどの相談機関は、高齢者を訪問するなどして、様子を確認します。



確認

必要な支援やサービスを行います



高齢者の様子を確認後、必要に応じて関係機関と連絡を取りあい、高齢者に必要な支援やサービスを行います。



気がかりなことは、お気軽にご連絡ください！

●地域包括支援センター(吉田町健康福祉センター“はあとふる”内)

高齢者のみなさんが、住み慣れたまちで安心して暮らしていただけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支える機関で、町からの委託を受け、吉田町社会福祉協議会が運営しています。



吉田町 福祉課、吉田町社会福祉協議会などにも相談できます。

みんなが安心して暮らせるように、高齢

高齢者をねらう悪質商法に気をつけましょう！

高齢者の健康や経済的な不安につけこみ、「このままにしておく危険」「健康にいいから」などと言って高額な住宅リフォームや布団、浄水器などを売りつける悪質商法の被害が後を絶ちません。とくにひとり暮らしの高齢者や、認知症で判断力のない高齢者がターゲットにされるケースが多くなっています。

また、高齢者をねらった振り込め詐欺も手口が巧妙化し、「医療費を払い戻す」などと言って指定した口座に現金を振り込ませたり、警察を名乗り直接キャッシュカードや通帳を取りに来たりすることもあります。

見慣れない人が頻りに高齢者の家に入出入りしているなど様子がおかしかったり、普段の声かけの中で被害がわかったら、地域包括支援センターや警察、国民生活センター、消費生活センターなどへ連絡してください。



高齢者への虐待に早く気づきましょう！

虐待するなんて、ひどい！と思いがちですが、高齢者虐待が起こる背景には、「介護負担に加え失業中で経済的に困っている」「単身介護や老老介護などで、気持ちにゆとりがない」「認知症の人への対応が分からないために、つい手をあげてしまう」など、さまざまな要因があります。

高齢者虐待は、だれもが直面するおそれのある問題です。だからこそ、みんなが自分自身の問題として高齢者虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。

普段の声かけの中で、あれっ？と思うようなことがあったり、顔や体にあざがある、顔色が悪くやせてきた、家から怒鳴り声が聞こえるなどの異変に気づいたりした場合、地域包括支援センターや吉田町 福祉課 へ連絡してください。通報した人の個人情報 は秘密にされますので、安心してください。



こんな場合に 高齢者虐待が起こりやすい

- 高齢者に認知症がある
- 介護の負担をひとりで抱えている
- 夫婦のみ、高齢者と単身の子どもだけなど小規模家庭
- 経済的に困っている
- 近所付き合いがない
- 介護者に疾病や障害がある

- 介護保険や福祉サービスの利用
- 成年後見制度の利用
- 近隣の人とのつながり など

**地域全体で見守り、
支えていく必要があります**

者の不安や危険をなくしましょう！

介護の負担を抱え込まないようにしましょう！

介護の負担をひとりで抱え込んでしまい、介護者が心身ともに疲れ果ててしまうケースがみられます。介護はひとりで担うものではありません。介護保険のサービスや福祉サービス、地域の助け合いなどを上手に利用して、介護の負担を減らしましょう。

不安や悩みは抱え込まずに、地域包括支援センターなどに相談してください。ケアマネジャーなどの介護の専門家がサポートします。



介護保険の利用を考えましょう！

日常生活に介護や支援が必要なのに介護保険を利用していない高齢者や、介護保険を利用しないで高齢者を介護している家族は、介護保険の利用を考えてみましょう。介護保険は、介護が必要になったときにサービスを利用できる制度で、サービスにかかる費用の1割で利用できます。

介護保険サービスを利用するまでの手順

1 申請

吉田町 福祉課 へ「要介護認定」の申請をしましょう。



2 認定調査

調査員が自宅を訪問しますので、心身の状態を話しましょう。その結果などをもとに、要支援1・2、要介護1~5、非該当のいずれかに判定されます。



3 認定結果の通知

吉田町 福祉課 から、認定結果の通知と、結果が書かれた介護保険の保険証が届きますので、確認しましょう。要支援1・2の人は介護予防サービス、要介護1~5の人は介護サービスを利用できます。



4 ケアプランの作成とサービスの利用

ケアマネジャーに、ケアプラン（介護保険のサービスを利用するために必要な計画書）の作成を依頼し、サービスを利用します。

利用できるサービスは要介護度別に異なりますが、自宅に来てもらう訪問系のサービス、施設に通う通所系のサービス、短期間施設に泊まって利用する短期入所サービス、施設に入所する施設サービスなどがあります。



みんなが安心して暮らせるように、高齢者の不安や危険をなくしましょう！

高齢者等在宅福祉サービスを利用しましょう！

救急医療情報キット

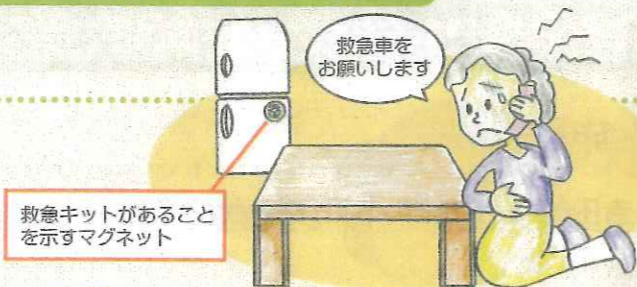
65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の人などで、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ医・常服薬・緊急連絡先など）を一つにまとめて冷蔵庫に保管することで、自宅で救急車を必要とするような救急時に備える救急医療情報キットを配布しています。駆けつけた救急隊員や医療機関は、迅速に必要な情報を収集し、救急救命活動を行うことができますようになります。対象者には無料で配布しますので、ぜひご利用ください。



ひとり暮らしの人が自宅で具合が悪くなった場合

1 救急通報

本人または駆けつけた人が救急車（119番）を呼びます。



2 通報受信

通報を受けた消防署は救急キットを所持している旨をデータから確認し、即座に救急車を手配します。



3 発見・確認

駆けつけた救急隊員が冷蔵庫から医療キットを取り出し、カードの情報を確認します。



4 搬送

救急病院にカードの情報を伝達し、本人を搬送。家族などへの連絡も即座に取り付けます。



救急連絡カード

自宅においての万が一の事態に備える「救急医療情報キット」に加えて、外出先での万が一にも備えるために「救急連絡カード」を配布しています。

救急連絡カードとは、高齢者の人が外出先で事故や急病に見舞われた時に対応できるよう、緊急連絡先等を記入して携帯するカードです。

このカードは、縦5センチ、横8.5センチの運転免許証サイズにご本人の氏名・住所・生年月日・性別が印字されており、そこへ親族などの連絡先を記入して、外出時に携帯します。外出時に携帯することで、外出先で万が一の事態が起きたとき、情報の把握により迅速な対応ができるとともに、緊急連絡先の把握により身内や近所等によるいち早い協力を得ることが可能となります。75歳になる時点で、誕生月に送付していますので、外出の際は、必ず携帯しましょう。

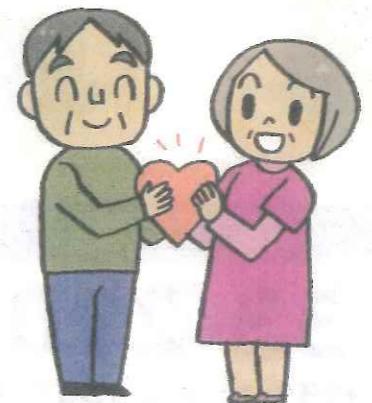
●対象者

- ①75歳以上の高齢者
(誕生月に送付します。)
- ②65歳以上の希望者
(役場 福祉課 へ申請ください。)
- ③救急医療情報キット登録者

●「吉田町救急連絡カード」 記入内容

表面…本人氏名、性別、生年月日、住所
裏面…緊急連絡先の氏名、電話番号

吉田町救急連絡カード	
フリガナ	ヨシダ ハナコ
氏名	吉田 花子 性別 女
生年月日	昭和10年3月10日
住所	吉田町住吉87番地



「高齢者等在宅福祉サービス」については、ホームページをご覧ください。

〈吉田町ホームページ〉 <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>

※概要記載となりますので、詳細については、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ先 吉田町 福祉課

高齢者福祉部門 電話：33-2105 FAX：33-0361
介護保険部門 電話：33-2106 FAX：33-0361
E-mail: fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp